

平成 16 年 11 月 30 日

株式会社東京証券取引所

上場部

御中

企業の資金調達の円滑化に関する協議会

日本資本市場協議会

「会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しについて」に関するコメント

平成 16 年 11 月 16 日に公表された、「会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しについて」に関して、下記の通りコメントさせていただきますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

< 意見要旨 >

わが国証券市場に対する投資者の信頼の維持・向上を図る観点から、問題発生を未然に防止し、且つ機動的に上場管理制度全般にわたり見直しを行うとの姿勢は賛同できるものである。

しかしながら、東証の上場管理制度全般には、今回の見直し案に限らず現在の株式市場の実態にそぐわず見直しが迫られている規定が他にも見受けられる。

例えば第一部上場維持基準に関し、上場株式の総単位数（単元）が増えるにつれ上場維持に必要な株主数も増加する計算式を用いているため、発行会社が、個人投資家の参入により自社株式の流動性を増そうとして単元の括り直しや株式分割等を行い投資単位を下げるほど、上場維持に必要な株主数が増大し、逆に自らの第一部上場維持を危うくする規定になっている点などである。

当該基準は、一見、各企業の株式の流動性拡大を制度的に促進しているように見えるが、株主数自体は個々の会社の自助努力のみでコントロールできるものではなく、結果として株式市場への個人投資家参入を促進する上でも障害となっている懸念がある。また、今回問題となっている名義貸しが発生する原因の一つともなっている可能性がある。

については、欧米諸国の証券取引所規則等の事例なども参考にされながら、**株主数の維持基準を含めた上場管理基準の見直しを行われることを要望する。**

私ども両協議会は、市場参加者の一員として、こうした議論にも積極的に参加し、市場への信頼向上のためのご協力をさせていただきたいと考えております。

以 上

送付元：企業の資金調達の円滑化に関する協議会

日本資本市場協議会

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番16号晚翠ビル5階

TEL：03-3503-7671（事務局 中野）FAX：03-3502-3740

E-Mail：bpf009@galaxy.ocn.ne.jp